

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇規則

鳥取県立公共職業補導所規程の一部改正
蠶糸業法施行手續の一部改正

鳥取縣蠶種取引調査規則の一部改正

鳥取県生繭取扱規則の一部改正

鳥取縣不炭検査規則の一部改正

鳥取縣林業施設補助規則の一部改正

◇訓令

買收令書交付不能一覽表

簡易乾繭兼種蠶共同飼育施設補助金交付規程の一部改正

蠶業振興施設補助要綱の一部改正

檢定供用繭採取立会についての要項の一部改正

食糧管理法に基く職務の執行に關する証票の交付

食糧緊急措置令施行規則に基く証票の交付

◇告示

鳥取県治山事業施行規程の一部改正
民間林開發案林道施設補助要綱の一部改正
影山繁次郎外

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

規 則

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

鳥取県規則第四十号

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則

鳥取県立公共職業補導所規程（昭和二十七年八月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（補導所の補導種目、補導期間及び補導定員）

第二條 補導所の補導種目、補導期間及び補導定員は、

別表のとおりとする。

第二章を次のように改める。

第二章 訓 除

第三條から第五條までを次のように改める。

第三條から第五條まで 削除
第三章を次のように改める。

第三章 削 除

第六條から第九條までを次のように改める。

第六條から第九條まで 削除

第十五條を次のように改める。

第十五條 補導生の入所は所長が、前條のあつ旋を受け
た者について、補導所、所在地を管轄する公共職業安
定所長と協議の上決定するものとする。

2. 前項の規定により入所を決定したときは、關係公共
職業安定所長を経てすみやかに入所決定通知書を本人
に送付するものとする。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削 除

第二十條の見出しを次のように改める。

(授業料)

別表を次のように改める。

別 表

鳥取縣立公共職業補導所一覽表

補導所の名稱	補導種目	補導期間	補導定員
鳥取縣立鳥取公共職業補導所	機 械	一箇年	五〇
	自動車整備	同	三〇
	木 工	同	四〇
	理 容	同	三〇
	美 容	同	三〇
	建 築	同	三〇
	木 工	同	三〇
	洋 裁	同	三〇
	經理事務	六箇月	三〇
	木 工	一箇年	四〇
鳥取縣立倉吉公共職業補導所			一〇種目
計	三箇所		三四〇

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日から適用する。

蠶糸業法施行手續の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和二十八年六月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

鈴

木

武

鳥取県規則第四十一号

蠶糸業法施行手續の一部を改正する規則

蠶糸業法施行手續(昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八條及び第二十一條中「蠶業取締所」を「蠶業指導所」に改める。

第二十二條を削る。

別紙様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取縣蠶種取引調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

鈴

木

武

鳥取県規則第四十二号

鳥取縣蠶種取引調査規則の一部を改正する規則

鳥取縣蠶種取引調査規則(昭和二十七年六月鳥取縣規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六條中「鳥取縣蠶業取締所の支所」を「蠶業指導所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取縣生繭取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

鈴

木

武

鳥取県規則第四十三号

鳥取縣生繭取扱規則の一部を改正する規則
鳥取縣生繭取扱規則（昭和二十五年五月鳥取縣規則第三十四号）の一部を次のように改正する。
第八條中「蠶業取締支所」を「蠶業指導所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取縣蠶業技術普及員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

鳥取縣規則第四十四号

鳥取縣蠶業技術普及員設置規則の一部を

改正する規則

鳥取縣蠶業技術普及員設置規則（昭和二十七年六月鳥取縣規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六條及び第九條中「蠶業技術指導所」を「蠶業指導所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取縣木炭検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

鳥取縣規則第四十五号

鳥取縣木炭検査規則の一部を改正する規則

鳥取縣木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取縣規則第三十八号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「検査吏員の駐在所及びその検査區」を

「検査吏員の検査担当區」に改める。
第五條中「日出から日没までの間に」を削る。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

附 則

鳥取縣林業施設補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

鳥取縣規則第四十六号

鳥取縣林業施設補助規則の一部を改正する規則

鳥取縣林業施設補助規則（昭和二十四年十一月鳥取縣規則第一百七号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則」を「鳥取縣建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取縣規則第三号）」に改める。

第十四條を削る。

別表(5)中「二反歩」を「一反歩」に改める。

様式第一号の注意一、造林事業4.を次のように改める。

4. 私有林野の造林については県森林組合連合会長は造林補助についての手續一切を代行する造林者の委任状を添付し一括申請することができる。

三 私有林野の造林について縣森林組合連合会長が造林補助についての手續一切を代行したものについてはその事業を完了したとき縣森林組合連合会長は終了届を一括提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月二十三日から適用する。

訓 令

鳥取縣訓令第十二号

地方事務所長

鳥取縣木炭検査施行手續（昭和二十五年六月鳥取縣訓令

甲第七号)の一部を次のように改正する。
昭和二十八年六月十六日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

第三條中「駐在所(以下駐在所という)検査区域及び駐在所に配置する検査吏員」を「検査吏員の検査担当區」に改め同條第二項及び第三項を削る。

第四條第二項中「駐在所」を「担当區」に改める。
第十條中「検査区域内」を「検査担当区域内」に改める。
第十四條を次のように改める。
第十四條 地方事務所長は、木炭検査成績簿並びに検査吏員の検査担当區ごとの日誌、木炭検査簿及び検査に必要と認める簿冊を備えなければならぬ。

附表 1 中「林産物検査吏員、駐在所」を「木炭検査吏員担当區」に改め、同表2中「評定課出納」を「出納課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し昭和二十八年四月一

日から適用する。

2 林業經營指導員勤務規程(昭和二十七年六月鳥取県訓令第十三号)は、廢止する。

告 示

鳥取県告示第二百五十九号

次の土地は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十二條の規定により買収することに決定したが買収令書の交付ができないので同法同條第四項で準用する。同法第五十條第三項の規定により公示し交付にかえる。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一、土地等の表示 別記のとおり

二、對價支拂の方法 供 託

三、買収の期日 昭和二十八年七月一日

別記	土地		地目	面積	對價		住所	氏名
	村大字	字			金額	円		
	加名茂和	ヨコロ	原	一、〇〇〇	一〇七、四〇	西伯郡名和村大字加茂一、八〇五	愛須 俊正	
	〃	〃	〃	一、八〇五	一、六九六、九二	〃	〃	
	〃	〃	〃	一、八〇五	七三〇、三二	〃	〃	
	〃	〃	〃	九、九〇〇	一、〇六三、二六	〃	〃	
	〃	ト子原	〃	二、二〇〇	一八四、一八	同所 六四三ノ二	根門 繁	
	〃	〃	〃	六、〇〇〇	五〇二、三二	〃	〃	
	〃	〃	宅	一、〇〇〇	八三、七二	〃	〃	
	〃	〃	〃	二、〇〇〇	一六七、四四	〃	〃	
	〃	〃	原	一、〇〇〇	八三、七二	〃	〃	
	〃	荒堀	〃	一、〇〇〇	八三、七二	〃	〃	
	〃	ト子原	〃	二、四〇〇	二〇〇、九二	〃	〃	
	〃	〃	〃	四、六〇〇	三八五、一〇	〃	〃	
	〃	〃	〃	六、四二	五三、五八	〃	〃	
	〃	寺谷	山	九、二〇〇	七七〇、二二	〃	〃	
	〃	〃	〃	四、五〇〇	五八一、七六	同郡大山村 豊成二二四三ノ一二	松井鹿壽郎	
	〃	〃	〃	二、二五	一、一一	〃	〃	
	〃	〃	〃	六、四二	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	一、八五七	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	二、二五	一、一一	〃	〃	

鳥取県告示第二百六十号
簡易乾籾兼稚蠶共同飼育施設補助金交付規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

第八條中「蠶業取締所支所長」を「蠶業指導所長」に改める

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取県告示第二百六十一号

蠶業振興施設補助要項（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

第八中「蠶業取締所支所長」を「蠶業指導所長」に改める。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取県告示第二百六十二号

検定供用繭採取立会についての要項（昭和二十六年六月鳥取県告示第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

一〇中「蠶業取締所支所長」を「蠶業指導所長」に改める。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取県告示第二百六十三号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第十三條の規定による職務の執行に關する証票を昭和二十八年六月十六日次のように交付した。

從來交付したものはこの告示と同時に無効とする。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

証票番号	勤務所	職 名	氏 名	備 考
------	-----	-----	-----	-----

一	農林部農政課	鳥取県技術吏員	西尾 靜雄	
二	〃	〃	窪田 春宗	
三	〃	鳥取県事務吏員	八田 安雄	
四	東部地方事務所	鳥取県技術吏員	田中 辰雄	
五	〃	〃	田中 久藏	
六	〃	〃	米原 信夫	
七	〃	鳥取県事務吏員	瀧山 政信	

八 中部地方 鳥取県技術吏員 山根 保

九 〃 〃 藏本 鼎

一〇 〃 〃 芦崎 祐一

二 〃 〃 鳥取県事務吏員 信原 武敏

三 西部地方 鳥取県技術吏員 山本 春信

四 〃 〃 古川 幹夫

五 〃 〃 渡邊 樽二

六 鳥取市役所 鳥取県事務吏員 長田 浩

七 〃 〃 小川 菊 補助執行

八 〃 〃 江島登美子

九 〃 〃 上村 信夫

一〇 〃 〃 藤木 外治

一〇 〃 〃 野坂 正利

一〇 〃 〃 藤木 外治

鳥取県告示第二百六十四号

食糧緊急措置令施行規則（昭和二十一年農林省令第十号）第十一條の規定による証票を昭和二十八年六月十六日次のように交付した。

從來交付したものはこの告示と同時に無効とする。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県副知事 鈴木 木武

鳥取県告示第二百六十五号

鳥取県治山事業施行規程（昭和二十四年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 木武

第一條中「大正九年十一月八日付内務省令第三十六号道路工事執行令及び大正十四年鳥取県令第四十七号道路工事施行令施行細則」を「鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月二十三日から適用する。

鳥取県告示第二百六十六号

民有林開發緊急林道施設補助要綱（昭和二十六年二月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月十六日

番証 勤務所 職名 氏名

一	農林部農政課	鳥取県技師	西尾 靜雄
二	〃	〃	窪田 春宗
三	東部地方事務所	〃	田中 辰雄
四	〃	〃	田中 久藏
五	〃	〃	米原 信夫
六	中部地方事務所	〃	山 根 保
七	〃	〃	藏 本 鼎
八	〃	〃	芦崎 祐一
九	西部地方事務所	〃	山本 春信
一〇	〃	〃	古川 幹夫
一一	〃	〃	渡邊 樽二

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 木武

一、中「大正十四年鳥取県令第四十七号道路工事執行令施行細則」を「鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月二十三日から適用する。

敘任及び辭令

影山 繁次郎

八頭郡家町教育委員会教育長代理に任命する。

昭和二十八年五月五日

鳥取県教育委員会

梅林 章吾

日野郡江府町教育委員会教育長代理に任命する。

昭和二十八年六月一日

鳥取県教育委員会